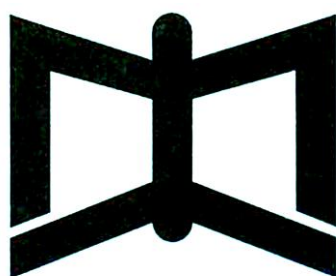


# 令和5年度 姫路市立大的中学校

## 学校いじめ防止基本方針(学校基本方針)



校訓

生きぬく力

知を求めあい・徳を磨きあい・体を鍛えあう

教育目標

ふるさとの自然と伝統ある文化を誇りに思う  
心豊かなたくましい人間を育む

平成26年 4月 以降実施(毎年 3月～ 検証・改訂)

R5. 4. 13改定

## 1 本校の方針

校訓「生きぬく力 知を求めあい・徳を磨きあい・体を鍛えあう」のもと、心豊かなたくましい生徒の育成を目指している。全校生徒が安心して学校生活を送り、仲間とともに充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、いじめを生まない土壌と絆づくりを図りながら、いじめをしない・許さない学校づくりを推進する。

そのために、開発的・予防的生徒指導の柱として、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組む。いじめを認知した場合は、早期に適切かつ迅速に解決するため、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的な考え方

本校は、昭和54年4月、姫路市立大塩中学校と姫路市立的形中学校を統合して開校された。大塩・的形の両地区とも祭文化を持っており、それぞれの地域意識はかなり高い。そのため、特に入学当初は同じ中学校で学ぶ中でも融合しきれない面もある。また、新興住宅地も増加しており、保護者や地域において様々な価値観がみられる。

本校区には兵庫県の県花“のじぎく”が群生しており、地域と連携しふるさとを誇りに思える道徳教材の開発にも取り組み、道徳教育や生徒会を中心とした絆づくりを大切にしたい教育活動を通して、自己有用感や自尊感情を高めている。

いじめについては、「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうること」また、「いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいこと」との認識を全教職員がもち、教職員の連携や生徒との信頼関係を築いていく。「いじめをしない」、「いじめを許さない」人間関係づくりと大人の気づく力を高め、いじめを生まない土壌づくりに取り組む。そのため、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的知識を有する者、その他の関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

#### 【別紙1】校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人には気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

#### 【別紙2】チェックリスト

### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、日常の学校教育活動や特別活動・体験活動などを通して、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行う。そのため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上をはかる校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

#### 【別紙3】年間指導計画

### (3) いじめを認知した場合の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、速やかに市教委に報告するとともに、いじめ対応チームを発足させ、情報の収集と記録・情報の共有・いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。また、収集し確認した情報及び対応について、市教育委員会に報告し、校長の判断により、学校サポートスクラムチームの支援を要請する。

#### 【別紙4】組織対応

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、例えば、身体に重大な傷害を負った場合や金品等に重大な被害を被った場合等が想定される。

さらに、「いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であり、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定の期間や連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、適切かつ真摯に対応し、校長が判断する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会へ報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、いじめ防止対応委員会に専門的知識及び経験を有する者を加えたいじめ対応チームを組織する。そして、教育委員会の「学校サポートスクラムチーム」の指導、助言、支援を受けながら、学校が主体となって調査及び事態の解決にあたる。なお、事案によっては、「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。

## 5 その他の事項

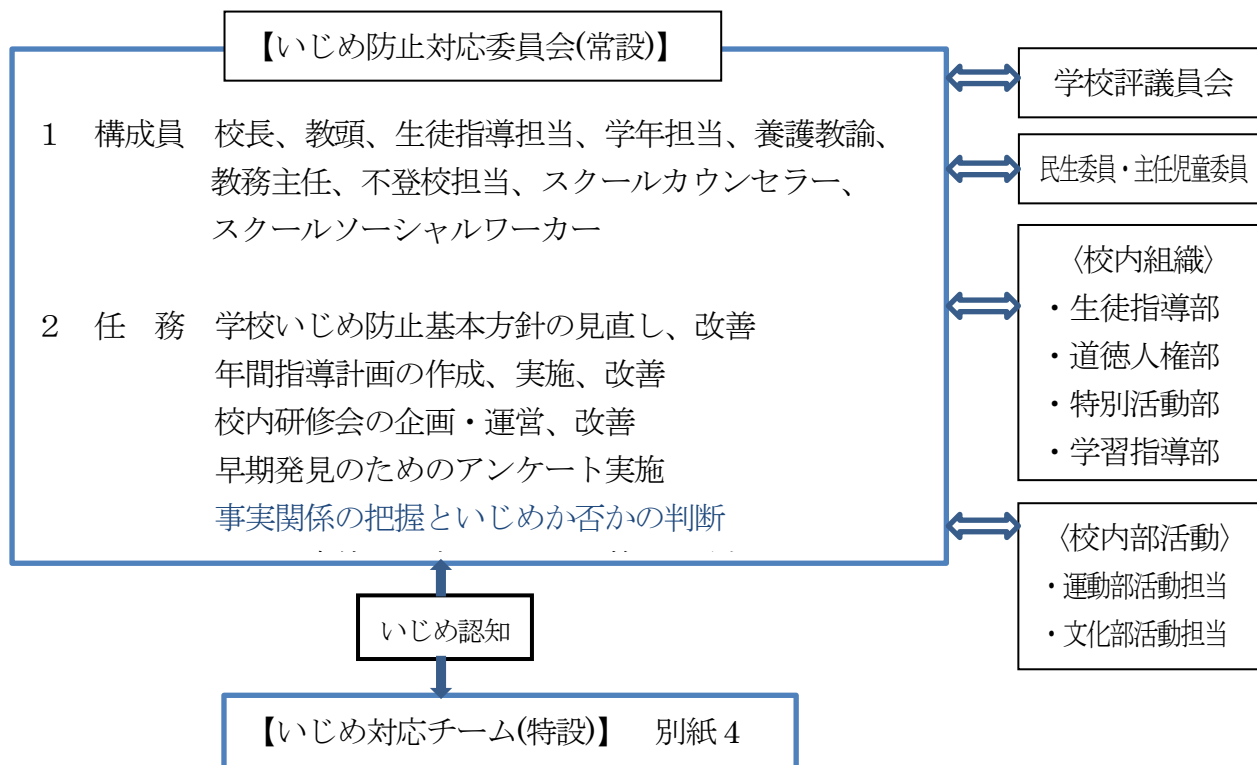
誰からも信頼される学校を目指している本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校基本方針は、本校のホームページで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、保護者会や地域での会合などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ防止対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

## 【別紙1】

# 校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうる」「いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい」との認識のもと、気づきの力を学校全体で高め、「いじめをしない・許さない」という強い意志において、組織的な取組を行う。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、「いじめ防止対応委員会」を設置する。また、いじめと疑われる案件を認知すれば、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を特設する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心とし、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、報告・連絡・相談を確実にし教職員全体で共通理解をはかるとともに、地域や関係機関と連携し迅速で適切な解決を図る。
- 4 学校全体で総合的ないじめ対策を行うため、「いじめ防止対応委員会」は、いじめ問題への対応の分析を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開するため、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。
- 5 いじめの解消を次のように定義する。被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。  
被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。
- 6 多様な背景を持つ生徒の、学校生活における困難な状況や個人の抱える課題に目を向け、校内の指導体制や支援体制を整える。
- 7 その他、望ましい人間関係を築くことでいじめの未然防止を図るため、生徒会を中心とする特別活動や体験学習を通して生徒の居場所づくりと絆づくりを推進する。



未然防止(自己有用感・規律・学力)	早期発見(信頼関係・気づき力・連携力)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○教科指導の充実</li> <li>○特別活動の充実</li> <li>○教育相談の充実</li> <li>○道徳人権教育の充実</li> <li>○情報モラル教育の充実</li> <li>○保護者地域との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報の収集</li> <li>○相談体制の確立</li> <li>○情報の共有</li> </ul>

## 早期発見チェックリスト

### いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ※授業中、教職員に見えないようにメモを回したりしている

### いじめられている子

#### ● 日常の行動・表情の様子

- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

#### ● 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- ※1人で自分の席から動かないでいる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

#### ● 昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

#### ● 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

#### ● その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない

### いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

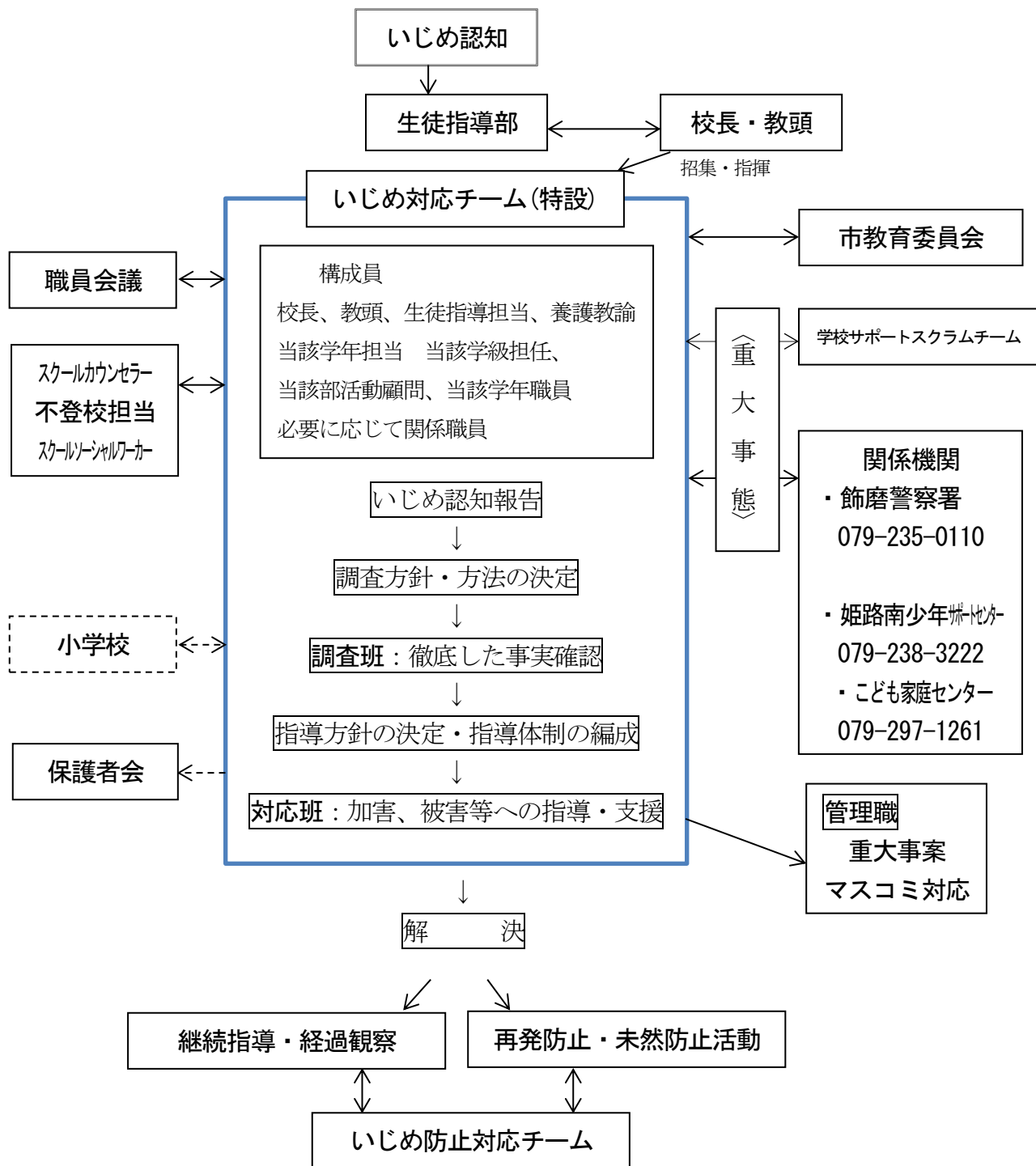
## 【別紙 3】

## 年間指導計画

月	前後	職員会議・研修等	未然防止	早期発見	保護者・地域
3月	前	いじめ防止対応委員会 [方針直し・改善]	小中情報交換		
	後	いじめ防止対応委員会 [次年度計画作成]			
4月	前	いじめ防止対応委員会 [共通理解] いじめ対応職員研修			
	後				
5月	前	(保護者向け啓発)	わくわく運動会		
	後				
6月	前	ライフスキル教育	小中生活指導委員会	いじめアンケート①	地域啓発活動
	後			個別教育相談①	学校評議員会
7月	前	(地域住民への啓発) いじめ防止対応委員会 [定期会議①]		三者懇談	地域啓発活動
	後	小中合同教職員研修			
8月	前	カウンセリングマインド研修			
	後		小中生活指導委員会		
9月	前				
	後		体育大会		
10月	前	ライフスキル教育	情報モラル教室		
	後				
11月	前	研究授業	文化発表会	いじめアンケート②	
	後		非行防止教室	個別教育相談②	
12月	前	いじめ防止対応委員会 [定期会議②]			
	後		地域啓発活動	三者懇談	地域啓発活動
1月	前				
	後	ライフスキル教育			
2月	前	カウンセリングマインド研修		いじめアンケート③	
	後			個別教育相談③	学校評議員会

※個別教育相談は、必要に応じて随時行うものとする。

## 認知したときの組織対応



- ※被害者や情報源の者の心情に十分配慮し、事実確認をする。保護者の意向も配慮する。
- ※いじめを認知すれば、直ちに加害者・被害者の双方から事実関係を聞取る。また、聞き取り内容について周辺生徒からも状況を聞取る。聞き取り・指導等複数の教員で当たる。
- ※双方の保護者に説明し、保護者と関係職員を交え、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。
- ※はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為がいじめに荷担していることを理解させる
- ※いじめを見ていた生徒にも、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。



## 参 考

### いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布、9月28日施行）

#### いじめの定義

- ◎ この法律について「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第2条）

#### 学校が実施すべき施策

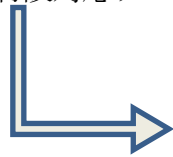
- ◎ 学校は、「**学校いじめ防止基本方針**」を定める。（第13条）

- ◎ 学校は、**いじめ防止等の対策のための組織**を置く。（第22条）

例：常設組織：校長、教頭、生徒指導担当(生徒指導部)、養護教諭、各学年担当、  
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

特設対応チーム：発生認知1件ずつに応じ、常設組織メンバーに加え担任(部活動顧問)  
学年職員等

役割	常設組織	①年間計画の作成・実行・検証・修正	
		②相談・通報の窓口	⇔ 関係機関
	特設対応チーム	③情報収集と記録、共有	⇔ 関係機関
		④緊急会議を開催し、調査・指導・支援、保護者連携対応	



【調査班】と【対応班】を設ける。

**重大事態**とは、①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき  
②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態発生時（学校の設置者または学校）

- ◎ その事態に対し、及び同種の事態の発生の防止のため、速やかに**調査組織**を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にする調査を行う。（第28条①）
- ◎ 調査を行えば、被害生徒とその保護者に事実関係等必要な情報を適切に提供する。（第28条②）

## いじめアンケートについて

### 1 実施者と時期・回数

学級担任 各学期末 3回/年

アンケート調査の実施にあたっては生徒が記入しやすい形態で実施する。

### 2 アンケートの管理

学級担任

アンケート用紙と封筒を配布し、記入させる。用紙を生徒全員から回収する。

全員の教育相談を行い、アンケート内容について確認する。いじめの疑いに関する情報は、生徒指導部へ報告する。

アンケート用紙は、学級ごとのファイルに生徒ごとに3回分すべてを保管する。相談・聞き取り内容も記録に残し、保管する。学級ファイルは、教育相談ボックスに保管し、進級後も過去の記録を参照できるようにする。また、卒業生については1年間保管する。

※ファイル表紙には平成○年第□学年△組担任○○記す。

アンケート内容を踏まえて教育相談を実施する。教育相談の結果、

「いじめ」（定義の下、当事者・保護者も認識がある）である件数を記入する。

「いじめ」であれば、速やかに生徒指導担当に報告すると同時に別紙報告用紙を記入する。

（発覚、教師が認知した時に速報で市教委へ報告する。いじめ対応チーム発足）

\* 不明な点は生徒指導担当まで。

\* 「いじめ対応マニュアル」兵庫県教育委員会 4月配布分を読み、備えておく。

大的中学校 生活アンケート

皆さんは、学校の友達の誰かから、いじわるやいやがらせをされたり、嫌な思いをさせられたりしたことはありませんでしたか。そうしたいじわるや嫌なことを、みんなからされたり、何度も繰り返されたりした人はどうしてよいかわからずに、とても苦しい思いやつらい思いをします。これから皆さんにする質問するのは、そうしたいじわるやいやがらせ、嫌なことをされたり見たりした体験についてです。

今年度の 月から今までを自分自身で振り返り、次の①～⑨について（ある）か（ない）に1つずつ○をつけてください。

年 組 番 名前 \_\_\_\_\_

①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われた。  
(  ある    ない  )

②仲間はずれ、集団による無視をされた。  
(  ある    ない  )

③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりした。  
(  ある    ない  )

④ひどくぶたれたり、たたかれたり、けられたりした。  
(  ある    ない  )

⑤金品を要求されたり、たかられたりした。  
(  ある    ない  )

⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした。  
(  ある    ない  )

⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした。  
(  ある    ない  )

⑧パソコンや携帯電話のSNSで、誹謗中傷や嫌なことをされたり書き込まれたりした。  
(  ある    ない  )

⑨友達がいじわるをされたり嫌な思いをしたりしているのを見たことがある。  
(  ある    ない  )

●①～⑨以外で困っていることがあれば書きましょう。（勉強、部活、家の事...など）

---



---



---



---